

農作物鳥獣害防止対策の推進について

野生鳥獣による農林水産被害は4億円程度で推移しているが、これまで被害の少なかった地域への拡大や被害発生による生産意欲の減退などに加え、駆除活動を担う狩猟者の高齢化や減少が問題となっている。

このため、鳥獣害対策の指導者を育成するとともに、地域ぐるみによる電気柵等の設置や農業者による狩猟免許の取得、許可捕獲の促進など農作物を鳥獣から守る「防護」と個体数を調整する「捕獲」が一体となった被害防止対策を推進する。

1 地域ぐるみによる鳥獣害防止対策強化事業の実施

(1) 内 容

電気柵・トタン等被害防止施設の整備

(2) 実施状況

整備地区では、農作物への被害軽減効果が高い。

設置が容易でコスト的にも有利なことから、電気柵が約7割以上を占める。

(電気柵:74%、トタン・金網:18%、ネット:8%)

○単県事業実績 (単位: ha、km)

年度	実施市町村数	受益面積	被害防止施設の延長
H13	45	736	232
H14	43	863	268
H15	44	908	269
H16	35	1,057	259
H17	17	1,017	271
H18	17	733	271
H19	19	591	249
H20	17	762	254
H21	16	385	136
H22	18	312	145
合計		7,364	2,354

2 「駆除強化月間」における有害鳥獣駆除の推進

(1) 内 容

主な農作物の収穫期前に「駆除強化月間(7~8月)」を設け、イノシシ・シカの許可捕獲(※)を推進し、市町村が駆除班に助成する場合、上乘せ助成を行う。

(2) 捕獲頭数 (H22)

3,309頭 (イノシシ:2,965頭、シカ:344頭、実施市町村:24市町村)

(※)許可捕獲:市町村長の許可を受けて鳥獣を捕獲すること。

3 鳥獣被害防止対策セミナー及び専門講座の開催

(1) 鳥獣被害防止対策セミナー

農業者、猟友会、農協・市町村担当者等を対象に鳥獣に強い集落づくりに向け、野生鳥獣の生態や効果的な防護柵の設置方法等を内容とする研修会を開催する。

ア 開催期間 平成23年6月~12月

イ 場 所 県内9箇所程度(旧振興局単位に1箇所)

(2) 指導者育成専門講座

地域における被害防止活動の推進リーダー、被害農家の相談相手となるアドバイザーの育成に向け、専門講座(6月~12月、年5回程度)を実施する。

4 鳥獣による農林水産被害防止対策推進会議(仮称)の設置

防護と捕獲が一体となった取組、捕獲鳥獣の利活用、中山間地域農業のあり方など総合的な視点に立った対策を進めるため、関係部局が連携した推進体制を整備する。

(1) 名 称 鳥獣による農林水産被害防止対策推進会議(仮称)

(2) 設立会議 平成23年6月3日(金) 県庁9階第3会議室

(3) 参集者 県民生活部中山間・地域振興課、環境文化部自然環境課、保健福祉部生活衛生課、農林水産部農政企画課、農産課、畜産課、農村振興課、林政課、治山課、水産課、農林水産総合センター

鳥獣による農林水産被害状況等（自然環境課調査）

1 鳥獣による農林水産被害金額

（単位：千円）

区分		年	H元	H5	H9	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22
獣 類	イノシシ		69,118	170,250	229,153	218,890	240,471	168,862	158,378	139,736	148,498	177,989
	シカ	(その他を含む)	35,477	77,182	24,092	51,557	45,870	33,200	39,192	52,698	83,614	
	サル		18,092	15,575	22,482	25,861	25,233	18,687	22,415	26,495	26,296	35,870
	ヌートリア		44,453	19,233	22,306	16,744	15,630	19,319	22,424	17,261	17,031	20,025
	その他		72,657	63,617	41,468	39,023	28,604	22,434	14,008	10,990	9,554	12,620
	獣類計		204,320	304,152	392,591	324,610	361,495	275,172	250,425	233,674	254,077	330,118
鳥類			274,771	179,726	164,748	172,842	118,646	147,883	193,757	143,729	126,618	136,604
合計			479,091	483,878	557,339	497,452	480,141	423,055	444,182	377,403	380,695	466,722

(注) 「その他」はタヌキ、ノウサギ、ツキノワグマ等

2 捕獲数

（単位：頭）

区分		年度	H元	H5	H9	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22
イノシシ	狩猟		1,092	1,907	2,800	3,929	7,219	6,979	5,446	6,306	6,839	調査中
	許可		238	677	1,630	2,083	5,550	4,383	4,874	6,473	6,136	
	計		1,330	2,584	4,430	6,012	12,769	11,362	10,320	12,779	12,975	
シカ	狩猟		121	162	229	239	759	887	2,206	1,796	1,483	
	許可		13	60	89	179	655	1,175	1,099	1,612	1,829	
	計		134	222	318	418	1,414	2,062	3,305	3,408	3,312	
サル	許可		71	84	146	76	93	80	96	123	102	

(注) 狩猟者登録及び有害鳥獣捕獲許可を受けた者による捕獲数

3 狩猟者登録(県内者)の状況

年度	狩猟免許保有者年齢構成			狩猟者登録状況				
	20～39歳	40～59歳	60歳以上	網	わな	第1種猟銃 (散弾銃等)	第2種猟銃 (空気銃)	計
H元	17.1%	63.5%	19.4%	190人		5,623人	273人	6,082人
H10	5.4%	55.9%	38.7%	776人		4,016人	267人	5,059人
H20	4.5%	33.3%	62.2%	13人	1,530人	2,693人	82人	4,318人
H21	5.0%	29.8%	65.3%	20人	1,615人	2,567人	83人	4,285人
H22	調査中	調査中	調査中	19人	1,678人	2,366人	92人	4,155人